

掛川市訓令甲第4号

掛川市事務決裁規程（平成17年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

掛川市長 松井三郎

第2条第9号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 組織規則第5条第2項に規定する市長政策室

第2条第10号ア中「第5条」を「第5条第3項」に改め、同条第16号中「部政策室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第18号中「部政策調整係及び」を削る。

別表第1の1の表中

「

13 公印の調製及び改廃	全事項該当				企画政策課長に合議
--------------	-------	--	--	--	-----------

」

を

「

13 公印の調製及び改廃	全事項該当				行政課長に合議
--------------	-------	--	--	--	---------

」

に、

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの		重要なもの	定例的又は軽易なもの	一般市民向けのものは、シティプロモーション課長に合議
-----------	---------	--	-------	------------	----------------------------

」

を

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの		重要なもの	定例的又は軽易なもの	一般市民向けのものは、市長政策室長に合議
-----------	---------	--	-------	------------	----------------------

」

に改め、同表4(1)の表中

5 寄附の採納	○				企画政策課長に合議
---------	---	--	--	--	-----------

を

5 寄附の採納	○				市長政策室長に合議
---------	---	--	--	--	-----------

に改め、同表 4 (3) の表中

19 負担金、補助及び交付金	予算執行伺の決裁区分による	静岡県国民健康保険団体連合会、静岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金に対して定例的に支払う保険給付費及び医療諸費は、健康福祉部長専決
----------------	---------------	---

を

19 負担金、補助及び交付金	予算執行伺の決裁区分による	静岡県国民健康保険団体連合会、静岡県後期高齢者医療広域連合及び静岡県に対して定例的に支払う保険給付費及び医療諸費は、健康福祉部長専決
----------------	---------------	--

に改め、同表 4 (4) の表中

19 負担金、補助及び交付金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			静岡県国民健康保険団体連合会、静岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金に対する定例的な保険給付費及び医療諸費の支払は、支出負担行為の決裁区分
----------------	-------	-------	-------	-------	-----	--	--	--

を

19 負担金、補助及び交付金	5,000	5,000	2,000	1,000	500			静岡県国民健康保険団体連合会、静岡県後期高齢者医療広域連合及び静岡県に対する定例的な保険給付費及び医療諸費の支払は、支出負担行為の決裁区分
----------------	-------	-------	-------	-------	-----	--	--	---

に改める。

別表第2の1(1)の表中

3	文書管理	1	文書の保存整理及び廃棄				○	
---	------	---	-------------	--	--	--	---	--

を

3	文書管理	1	文書の保存整理及び廃棄				○	
		2	市長印影刷込の承認				○	

に、

		20	職務専念義務の免除				○	
--	--	----	-----------	--	--	--	---	--

を

		20	職務専念義務の免除				○	
--	--	----	-----------	--	--	--	---	--

に改め、同表 2 (1) の表を次のように改める。

(1) 市長政策室

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 施政方針	1 施政方針の決定	○				
2 秘書、渉外、褒賞等	1 市議会の同意を要する委員等の任命	○				
	2 国及び県褒賞の推薦	○				
	3 市表彰者の決定	○				
	4 市制記念式の開催	○				
	5 定例行事の開催				○	
	6 市の後援等の承認				○	
3 広報及び広聴	1 広報かけがわの発行			○		
	2 市勢要覧の発行	○				
	3 新聞、テレビ広告等による広報				○	
	4 報道機関との連絡折衝				○	
	5 行政相談の開催計画				○	

別表第2中2(3)の表を削り、2(4)の表を2(3)の表とし、2(5)の表を2(4)の表とし、同表中「市民協働部」を「協働環境部」に改め、同表3(2)の表の次に次の1表を加える。

(3) 環境政策課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 廃棄物処理及び清掃	1 廃棄物処理及び清掃実施計画			○		
	2 廃棄物処理及び清掃				○	
2 感染症予防	1 感染症患者等の消毒				○	
3 動物保護	1 掛川市飼い犬条例第5条の措置命令				○	
4 墓地及び埋葬	1 改葬の許可				○	
	2 火葬場の経営許可、立入検査及び許可の取消し				○	
	3 墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善又は使用中止命令			○		
5 公害対策	1 公害対策の調査及び計画			○		
	2 公害調査の実施				○	
	3 公害の防止指導及び立入検査				○	
	4 特定工場等において発生する騒音の防止の方法の改善勧告及び命令			○		
	5 化製場の設立許可、立入検査及び許可の取消し				○	
	6 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造整備の改善命令			○		
6 狂犬病予防	1 犬の登録及び鑑札の交付				○	
	2 犬の注射済票の交付				○	

別表第2中「健康づくり課」を「健康医療課」に、「健康長寿課」を「長寿推進課」に、「地域医療推進課」を「地域包括ケア推進課」に、「環境経済部」を「産業経済部」に改め、同表6(4)の表を削る。

附 則

この訓令甲は、平成31年4月1日から施行する。